

平成23年度行政評価（事務事業評価・施策評価）のまとめ

平成22年度に実施した330事業を部局長が一次評価をした後、行財政改革推進本部幹事会により二次評価を行い、行財政改革推進本部が最終的な評価を行った。

また、330事業を第6次総合計画における施策に置き換え、108施策に分類した。施策評価を行財政改革推進本部会議幹事会で行った後、行財政改革推進本部において最終的な評価を行った。

1 事務事業評価の結果

330事業について、第6次総合計画における「まちづくりの目標」別に区分けし、評価区分に基づいて評価を行った結果は、次のとおりである。

評 価	総合計画 まちづくりの目標						計
	人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち	人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち	人でにぎわう産業と経済の活力あるまち	人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち	人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち	人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち	
事業廃止							
事業終了		1					1
事業期間終了		2	1				3
現行どおり	49	70	30	25	32	31	237
事業内容改善	8	7	1	1	1	4	22
事業規模縮小		3		1	1		5
事業規模拡大	5	11	9	10	13	11	59
抜本的見直し				1			1
事業統合							
事業移管							
委託検討			1		1		2
委託実施							
委託拡大							
民間実施							
計	62	94	42	38	48	46	330

それぞれの評価区分に該当する事務事業は、次のとおりである。

評価区分	該 当 事 務 事 業
事業終了	敬老福祉年金事務
事業期間終了	児童手当等支給事務事業、児童手当給付事業、水田営農活性化推進事業
事業内容改善	公民館管理運営事業、地域おやべっ子教育推進事業、社会教育活動奨励事業、図書館管理運営事業、生涯スポーツ振興事業、スポーツ振興事業（選手育成強化事業）、勤労青少年ホーム活動育成事業、桜町 J O M O N パーク事業、育児等健康支援事業、岩尾滝ふれあいハウス管理事業、保育所運営事業、生活支援事業（生きがい活動通所支援事業）、地域包括支援センター運営事業、医療費適正化対策事務・保健事業、生活保護施行事務、園芸振興事業、観光推進事業（観光宣伝事業）、有害鳥獣捕獲対策事業、まちづくり研究会事業費、おやべ型1%まちづくり事業、行政評価事業、税務行政推進事務
事業規模縮小	精神保健福祉対策促進事業（精神障害者社会復帰施設運営補助等事業）、子ども手当給付事業、生活支援事業（老人保健施設借入金利子補給金交付事業）、市営街路事業、交通安全施設整備事業
事業規模拡大	スポーツ振興事業、情報教育環境整備事業、事務局運営事業（奨学金事務）、クロスランドおやべ管理運営事業、地域文化推進事業（市美術展開催事業）、保健衛生推進事業、がん検診事業、健康診査事業、精神保健福祉対策促進事業（障害者自立支援給付事業）、地域医療体制整備事業、総合保健福祉センター管理事業、民間保育所運営事業、子ども家庭支援センター運営事業、放課後児童健全育成事業、生活支援事業（寝具洗濯消毒乾燥事業）、障害者自立支援給付事業、緑の村野外緑地広場管理運営事業、農地・水・環境保全対策事業、農業指導事業、水田農業構造改革対策事業、牧野放牧管理事業、水田農業経営体活性化対策事業、市単土地改良事業、内水面漁業対策費、商工業振興対策事業（商店街等振興事業）、石動駅南土地区画整理事業、道路維持補修事業、公営住宅維持管理事業、駐車場・駐輪場管理事業、市道整備事業（新幹線整備受託事業関連）、北陸新幹線関連公共施設等整備事業、コミュニティ放送事業費、観光推進事業（祭り、イベント助成事業）、倶利伽羅環境整備事業（歴史と文化が薫るまちづくり事業）、木曾義仲広域連携研究事業費、地球環境保全対策事業、不燃物処理場管理費、消雪工施設整備事業、第3次拡張事業、水道水量調査（流量監視、漏水調査、検針）業務、公共下水道施設整備事業、じんあい収集処理事業、公害防止指導調査事業、防災事業、排水路施設整備事業、急傾斜地崩壊対策事業、防火水槽新設事業、公共交通利用促進事業、男女共同参画推進事業、行政・人権相談事業、任意支援事業（成年後見制度利用支援事業）、広報広聴事業、事務局運営費、議員調査活動事務、情報管理事業（基幹系システム管理）、秘書事業、市有財産管理事務、庁舎維持管理事務、賦課徴収事務
抜本的見直し	国際交流推進事業
委託検討	稲葉山ふれあい動物広場管理運営事業、森林総合利用施設管理事業

事務事業評価区分

評価区分	評価内容
事業廃止	事業を廃止すべきである
事業終了	事業を終了すべきである
事業期間終了	事業期間が終了している
現行どおり	現行どおり進めることが望ましい
事業内容改善	事業効率化などの事業内容の改善を図る必要がある
事業規模縮小	事業規模の縮小が必要である
事業規模拡大	事業規模の拡大が必要である
抜本的見直し	事業内容の抜本的な見直しが必要である
事業統合	事業統合、あるいは段階的廃止が必要である
事業移管	他の機関（国・県）へ事業を移管する必要がある
委託検討	民間委託を検討すべきである
委託実施	民間委託を実施すべきである
委託拡大	民間委託の対象を拡大すべきである
民間実施	民間が実施する方が効果的・効率的である

2 施策評価の結果

第6次総合計画の施策に分類した108施策に対し、方向性区分に基づき評価を実施した結果は、次のとおりである。

方向性	総合計画 まちづくりの目標						計
	人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち	人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち	人でにぎわう産業と経済の活力あるまち	人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち	人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち	人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち	
廃止							
現行どおり	13	18	10	12	10	7	70
見直し(内容・規模)	4	6	5	7	9	7	38
民間委託							
民間実施							
計	17	24	15	19	19	14	108

施策の方向性区分

方向性区分	方向性の内容
廃止	廃止すべきである
現行どおり	現行どおり実施する
見直し(内容・規模)	事業内容や規模の見直しが必要である
民間委託	民間に業務を委託すべきである
民間実施	民間が実施すべきである

それぞれの方向性に該当する施策は、方向性区分毎に第6次総合計画における「まちづくりの目標」別に分けると次のとおりである。

方向性区分	該 当 施 策
見直し(内容・規模)	
○教育・歴史文化	公民館の充実、生涯学習活動内容の充実、生涯スポーツ活動の充実、就学支援の充実
○健康・福祉	健康管理体制の強化、心の健康づくりの推進、地域医療の充実、子どもの権利の擁護、保育の充実、施設サービスの充実
○産業・経済	農村環境保全の推進、付加価値を高める農業の推進、地域産業の育成、おやべブランドの確立、地域商業の活性化
○都市空間・交流	市街地の整備、新たな都市軸の形成、市営賃貸住宅の充実、鉄道の利便性の向上、ケーブルテレビ事業の推進、観光資源の整備・活用、国際交流の推進
○環境・安全安心	エネルギーの有効活用、循環型まちづくりの推進、生態系の保護、除雪・克雪のまちづくり、公害の防止対策の推進、防災体制の充実、消防・救急関連施設・設備の充実、交通安全活動の充実、交通安全施設の充実
○市民協働・自治体経営	市民活動の促進、意識啓発の推進、人権教育・啓発の推進、人権擁護対策の強化、広報・広聴の充実、情報公開の推進、納税環境の充実

3 外部評価の結果

小矢部市外部評価委員会は、小矢部市の行政執行に関し、市民等による行政外部の視点を確保し、評価の客観性・信頼性を高めることを目的として設置されている。委員会では、小矢部市が平成22年度に執行した事業の中から13事業を選択し、3回にわたって、その評価を行った。

(1) 外部評価委員会の開催実績

開催日	評価した事業
第1回 平成23年10月20日(木)	・防災事業 ・定住促進対策事業
第2回 平成23年10月31日(月)	・税務行政推進費 ・観光推進事業(祭り、イベント助成事業) ・観光推進事業(観光宣伝事業) ・小矢部ブランド認定事業 ・農業指導費(特産物振興事業) ・男女共同参画推進事業
第3回 平成23年11月10日(木)	・不登校児童生徒適応指導教室事業 ・小学校図書館司書設置事業 ・中学校図書館司書設置事業 ・スポーツ振興事業費(体育団体育成事業) ・スポーツ振興事業費(選手育成強化事業)

(2) 外部評価委員会の評価

① 国の施策による緊急雇用対策事業を多岐にわたって導入されており、雇用面のみならず市民サービスの向上等の点において様々な効果が現れている。

しかしながら、本事業は一部の事業を除いて平成23年度で終了となることが予想され、今後、同様の事業を継続する場合は市単独事業での執行となる。これは厳しい市財政にとって過大な負担

となる可能性もあることから、市当局においては、当該事業の意義、効果等を再精査し、廃止・縮小も含め検討されたい。

② 市行政と大きく関わり合いのある諸団体等のうち、過度に市財政の支援を受けている団体も見受けられる。こうした団体は、市から分離独立し、自主自立の精神の下で運営がなされるのが本来あるべき形態である。

設立当初においては財政的基盤が脆弱なことから市からの財政支援はやむを得ない面もあるが、喫緊に明確な将来計画を立て、自主自立の運営を目指す必要がある。

また、当該団体に自主財源（基金等）がある場合には、まずはこれを運営費に充て、市からの財政支出は最小限にとどめるなど、運営方法の見直しも必要である。

4 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果について下記のとおり報告する。

なお、点検・評価にあたっては、全庁的に実施されている行政評価との整合性に配慮し、その結果を活用するものである。

行政評価については、平成22年度に実施した330事業を部局長が一次評価をした後、行財政改革推進本部幹事会により二次評価を行い、行財政改革推進本部が最終的な評価を行った。

その中の教育委員会が所管する60事業に係る事務事業評価及び教育委員会が関係する第6次総合計画における施策に分類した17施策の評価は次のとおりである。

(1) 事務事業評価の結果

60事業について、第6次総合計画における「まちづくりの目標」別に区分けし、評価区分に基づいて評価を行った結果は、次のとおりである。

評 価	総合計画 まちづくりの目標
	人がはぐくむ教育と 歴史文化がかおるま ち
現行どおり	47
事業内容改善	8
事業規模拡大	5
計	60

「事業内容改善」及び「事業規模拡大」の評価区分に該当する事務事業は、次のとおりである。

事業内容改善	公民館管理運営事業、地域おやべっ子教育推進事業、社会教育活動奨励事業、図書館管理運営事業、生涯スポーツ振興事業、スポーツ振興事業（選手育成強化事業）、勤労青少年ホーム活動育成事業、桜町JOMONパーク事業
事業規模拡大	スポーツ振興事業、情報教育環境整備事業、事務局運営事業（奨学金事務）、クロスランドおやべ管理運営事業、地域文化推進事業（市美術展開催事業）

(2) 施策評価の結果

第6次総合計画の施策に分類した17施策に対し、方向性区分に基づき評価を実施した結果は、次のとおりである。

方向性	総合計画 まちづくりの目標
	人をはぐくむ教育と 歴史文化がかおるま ち
現行どおり	13
見直し(内容・規模)	4
計	17

「見直し(内容・規模)」の方向性に該当する施策は、次のとおりである。

まちづくりの目標	該 当 施 策
人をはぐくむ教育と 歴史文化がかおるま ち	公民館の充実、生涯学習活動内容の充実、生涯スポーツ活動の充実、就学支援の充実